

第20回教育委員会

平成29年8月23日
午後2時30分
本庁舎屋上会議室

議案

議案第108号 いじめ対策チームの設置について

◆現状について

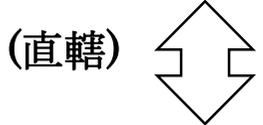
- ・ いじめの認知件数が、全国・大阪府の数値を上まわるなど、「いじめ防止対策推進法」で示されている「いじめの定義」等の理解は深まってきている。
- ・ いじめの解消率については、平成27年度、小学校で98.4%、中学校で98.5%であり、小学校で約4,800件、中学校では約900件の殆どの事案は解消している。
- ・ 教育委員会事務局指導部としては、学校だけでは解決が困難な事案については、『いじめ SOS』『第三者専門家チーム』『生活指導サポートセンター』など、学校のみならず児童生徒・保護者を支援する組織で対応してきた。
- ・ しかしながら、現在までに大阪市において第三者委員会を立ち上げた事案が3件発生している状況から、今後も解決が難しい事案が発生する可能性があり、新たな対策を講じる必要がある。

◆課題解決の方向性

- ・ 大阪市として対応した2例目の第三者委員会からの調査報告書(平成28年11月10日)で、「指導部や関係機関は、それぞれが保護者から話を聞き、対応していたが、それを共有する視点、一堂に集まって確認する視点が無かった。」と指摘があった。
- ・ また、「教育や心理、保育などの研究者や法曹関係者で子どもの問題に詳しい者が、子どもや保護者からの相談を常時受け付け、学校とは異なる第三者的な立場から関係調整や是正勧告を行う制度を検討すべきである。」との提言を受けた。
- ・ 児童生徒・保護者からの相談や各組織からの情報により、何らかの対応が必要であると判断した事案については、教育委員会直轄の「いじめ対策チーム」で早期に対応し解決を図る。
- ・ 各組織の情報共有については、『事務局指導部』『いじめ SOS』『こども相談センター』『第三者専門家チーム』『SSW』『生活指導サポートセンター』『生活指導支援員』の代表者による『いじめ対策委員会』を常設で教育委員会事務局指導部内に立ち上げる。

いじめ対策チームの設置(案)

教育委員会(会議)



いじめ対策チーム

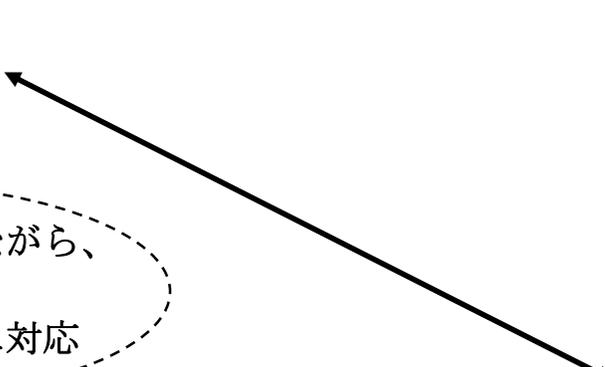
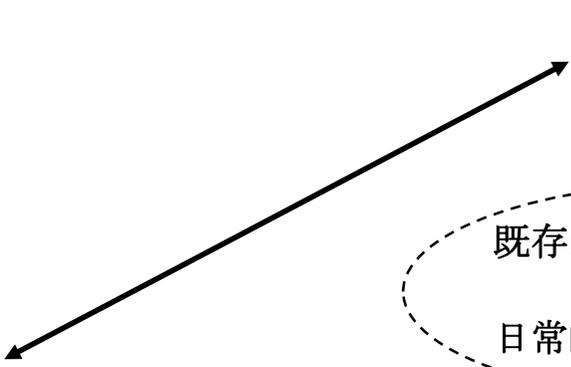
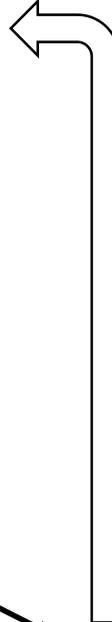
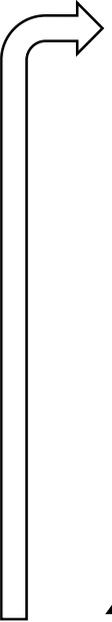
- ・ 学校だけでは解決が難しい事案については、『いじめ対策チーム』で対応する。
- ・ 学校や児童生徒・保護者から聞き取り等により関係調整を行い、早期解決を図る。

市教委事務局

既存の組織を活用しながら、
日常的ないじめ問題に対応

学校

児童生徒・保護者



いじめ対策チームの詳細

い じ め 対 策 チ ー ム

- ・学校だけでは解決が難しい事案について教育委員会直轄の『いじめ対策チーム』で対応する。
- ・『いじめ対策委員会』でメンバーを選出し、いじめの早期解決を図る。



い じ め 対 策 委 員 会

(教育委員会事務局指導部に常設)

- ・学校園で発生するいじめ事案について定期的に情報を共有する。

【構成メンバー】 指導部生活指導グループ・いじめSOS(弁護士)・こども相談センター

第三者専門家チーム・スクールソーシャルワーカー・生活指導サポートセンター

生活指導支援員(警察官経験者)・小中高校指導主事

の各組織代表が参加

いじめ対策委員会に係る組織について

いじめSOS



- ・ 大阪市では、「大阪市いじめ対策基本方針」に則り、いじめを受けている児童生徒、又はその保護者が助けを求められるよう、また、いじめに気付いた第三者が、電子メールのほか FAX で連絡・通報できる「いじめ SOS」を設置。

こども相談センター



- ・ スクールカウンセラーを全中学校へ週 1 日配置(一部小学校)し、いじめ問題等の解決を図る。
- ・ 電話教育相談(こども専用・保護者専用)、メール教育相談(不登校やいじめ等の悩みについて)及び 24 時間こども SOS ダイアル(いじめに関する電話での相談)を開設。

第三者専門家チーム



- ・ いじめ、不登校、児童虐待、暴力行為等、学校だけでは対応が困難な事案について、弁護士 11 名・精神科医 1 名、小児科医 1 名、ソーシャルワーカー 4 名、臨床心理士 8 名、警察官経験者 2 名から構成される「第三者専門家チーム」が、専門的な立場を生かした支援を行う。

SSW(スクールソーシャルワーカー)



- ・ 10 名の SSW、スーパーバイザー 1 名を配置。
- ・ 子どもの置かれた背景や状況に焦点をあて、関係機関等と連携・調整を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図る。

生活指導サポートセンター



- ・ 首席指導主事と参事 2 名、警察経験者 1 名、校長・教員経験者 5 名のスタッフで運営。
- ・ 日常的に学校からの生活指導に関する相談窓口的役割を果たし、課題の抱える学校への訪問相談を実施。個別指導教室においては、対象児童生徒に更生プログラムに沿った立ち直り支援を行う。

生活指導支援員



- ・ 80 名の生活指導支援員を 120 校に配置。
- ・ 警察官経験者や児童生徒指導経験者を小中学校に配置し、教職員と協働して児童生徒の問題行動に組織的に対応することで、落ち着いて学習に取り組むことができる環境を整える。